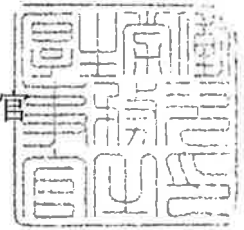


厚生労働省発雇児0405第4号
平成24年4月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核都市市長

厚生労働事務次官



「児童厚生施設等整備費の国庫補助について」の一部改正について

標記の国庫補助金の交付については、昭和61年5月15日厚生省発雇第107号厚生事務次官通知の別紙「児童厚生施設整備費交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。